

**問1** 明治時代に近代国家の枠組みを築くために公布された大日本帝国憲法について、その制定過程の説明として適切なものはどれか。なお、この憲法は当時の先進的な憲法を参考に作成されたものである。（2019年 神奈川県公立入試 類似）

1. 伊藤博文らがドイツ（プロイセン）の憲法を模範に草案を作成し、貴族院と衆議院からなる帝国議会での審議を経て制定された。
2. 板垣退助らを中心とする民権派が作成した私擬憲法がそのまま採用され、憲法制定議会での議決によって公布された。
3. 天皇を日本国の象徴と定義し、国会を国権の最高機関とする内容で、戦後の民主化政策の一環として制定された。
4. 福沢諭吉がイギリスの議院内閣制を紹介した内容をもとに、全編がカタカナ書きの口語体で作成され公布された。

**問2** 憲法改正の手続きにおいて、国会による「発議」と、国民による「承認」の段階でそれぞれ必要とされる賛成数の組み合わせとして適切な説明はどれですか。（2017年 大阪公立入試 類似）

1. 発議には各議院の総議員の三分の二以上の賛成が必要であり、承認には国民投票における過半数の賛成が必要である。
2. 発議には各議院の総議員の過半数の賛成が必要であり、承認には国民投票における三分の二以上の賛成が必要である。
3. 発議には各議院の出席議員の三分の二以上の賛成が必要であり、承認には国民投票における過半数の賛成が必要である。
4. 発議には各議院の総議員の三分の二以上の賛成が必要であり、承認には最高裁判所による過半数の同意が必要である。

**問3** 国会が憲法改正の発議を行った後、その承認を得るために実施される国民投票と、その後の手続きに関する記述として適切なものはどれですか。（2025年 福岡県公立入試 類似）

1. 国民投票において有効投票の過半数の賛成を得た後、天皇が国民の名において公布する。
2. 国民投票において有権者総数の過半数の賛成を得た後、内閣総理大臣が公布する。
3. 国民投票において有効投票の3分の2以上の賛成を得た後、最高裁判所が承認する。
4. 国民投票において過半数の賛成を得た後、再び国会で3分の2以上の賛成を得て成立する。

**問4** 日本国憲法第1条では、天皇の地位について「主権の存する日本国民の総意に基く」と規定されています。この規定が示す「国民主権」の原理と天皇の地位に関する説明として、最も適切なものはどれですか。（2019年 千葉県公立入試 類似）

1. 天皇は国政に関する権能を持たず、主権者である国民の意志に基づいて象徴としての役割を果たす。
2. 天皇が国の政治を最終的に決定する権限を持ち、国民はその決定に従う義務がある。
3. 天皇と国民が対等の立場で主権を共有し、協力して法律を制定する。
4. 天皇は主権者ではないが、内閣の助言と承認がなくても単独で国事行為を行うことができる。

**問5** 日本国憲法における天皇の地位と「国事に関する行為」の仕組みについて述べた文として、最も適切なものはどれですか。

（2018年 茨城県公立入試 類似）

1. 天皇が行う国事に関する行為にはすべて内閣の助言と承認が必要であり、その責任は内閣が負う。
2. 天皇は国政に関する実質的な権限を持っており、内閣の助言を参考に自らの判断で衆議院を解散する。
3. 最高裁判所長官や内閣総理大臣の任命は、天皇が自らの意志に基づいて候補者を選んだ上で行う。
4. 天皇は法律や条約の内容を審査し、それらを承認するかどうかを決定する権限を持っている。

**問6** 日本は憲法の平和主義に基づき、国際社会で核兵器の廃絶を強く訴えています。この姿勢の背景にある歴史的事実と、それに関連する日本の立場についての説明として、最も適切なものを選びなさい。（2016年 秋田県公立入試 類似）

1. 広島・長崎への原子爆弾投下により甚大な被害を受けた「唯一の被爆国」として、核兵器の非人道性を伝える役割を担っている。
2. 全国各地での空襲により多くの都市が焼き払われた経験から、核兵器に限らずあらゆる兵器の製造を完全に禁止している。
3. 第二次世界大戦での敗戦の結果、主権を制限されているため、核兵器の保有について他国から許可が得られない状況にある。
4. 原子爆弾を開発した技術を平和利用に転換するため、世界で最も多くの原子力発電所を運営する義務を負っている。

**問7** 日本国憲法の基本原理をまとめた資料において、国民主権、基本的人権の尊重と並び、憲法の三本柱の一つとして位置づけられている原理は何ですか。二度と戦争の惨禍を繰り返さないという決意のもと、前文と第9条に明記されているものを答えなさい。（2026年 長野公立入試 類似）

1. 平和主義
2. 三権分立
3. 天皇の象徴制
4. 地方自治の原則

**問8** 日本国憲法第96条に定められた憲法改正の手続きにおいて、国会が改正案を国民に提案（発議）するために必要な条件と、その後の国民による承認に必要な条件の組み合わせとして正しいものはどれですか。（2018年 群馬県公立入試 類似）

1. 各議院の総議員の3分の2以上の賛成による発議と、国民投票での過半数の賛成による承認
2. 各議院の出席議員の3分の2以上の賛成による発議と、国民投票での過半数の賛成による承認
3. 各議院の総議員の2分の1以上の賛成による発議と、国民投票での3分の2以上の賛成による承認
4. 衆議院の総議員の3分の2以上の賛成による発議と、国民投票での過半数の賛成による承認

## 答え合わせ・解説

問1	<b>答え 1</b> 伊藤博文らがドイツ（プロイセン）の憲法を模範に草案を作成し、貴族院と衆議院からなる帝国議会での審議を経て制定された。	大日本帝国憲法は、伊藤博文を中心としたメンバーがドイツ（プロイセン）の憲法を参考に草案を作成しました。天皇が国民に与える「欽定憲法」という形式をとりましたが、その制定にあたっては、貴族院と衆議院からなる帝国議会において審議が行われたという特徴があります。天皇が国の主権者であり、統治権を総覧する立場であることが明記されていました。選択肢にある「象徴」や「国権の最高機関」という記述は、戦後の日本国憲法に関する内容であるため、混同しないように注意が必要です。
問2	<b>答え 1</b> 発議には各議院の総議員の三分の二以上の賛成が必要であり、承認には国民投票における過半数の賛成が必要である。	憲法改正のプロセスは、大きく分けて国会が案を出す「発議」と、国民がそれを認める「承認」の2段階に分かれています。発議の段階では、各議院において単なる過半数ではなく「三分の二以上」という多数の合意が必要とされますが、これは特定の政党だけで強引に改正を進めることを防ぐためです。一方で、最終的な判断を下す国民投票においては「過半数」の賛成があれば承認されます。この手続きを経て承認された憲法改正は、天皇が「国民の名で」公布することになります。
問3	<b>答え 1</b> 国民投票において有効投票の過半数の賛成を得た後、天皇が国民の名において公布する。	国会による発議の後、憲法改正の最終的な決定権は主権者である国民に委ねられます。国民投票において、白票などを除いた「有効投票」の過半数の賛成が得られれば、承認されたこととなります。その後、日本国憲法第7条に基づき、天皇が「国民の名において」改正内容を広く知らせる公布という形式的な手続きを行います。
問4	<b>答え 1</b> 天皇は国政に関する権能を持たず、主権者である国民の意志に基づいて象徴としての役割を果たす。	日本国憲法において、天皇は「日本国の象徴であり日本国民統合の象徴」と定義されています。主権はあくまで国民にあるため、天皇は政治的な実権を持たず、憲法に定める「国事行為」のみを、内閣の助言と承認に基づいて行います。天皇の地位そのものが主権者である国民の総意に基づいている点は、国民主権の徹底を示す重要な側面です。
問5	<b>答え 1</b> 天皇が行う国事に関する行為にはすべて内閣の助言と承認が必要であり、その責任は内閣が負う。	憲法第3条および第7条により、天皇の国事に関する行為には「内閣の助言と承認」が必要であると定められています。これは、天皇が政治的な実権を持たず、象徴としての役割に専念するための仕組みです。天皇が行った行為の結果については、助言と承認を与えた内閣が法的な責任を負うこととなります。天皇が自ら候補者を選んだり、法律や条約の内容を審査したりすることはありません。
問6	<b>答え 1</b> 広島・長崎への原子爆弾投下により甚大な被害を受けた「唯一の被爆国」として、核兵器の非人道性を伝える役割を担っている。	日本の平和主義や核兵器に対する方針は、広島・長崎での悲劇的な被爆体験が原点となっています。核兵器は一度の爆発で都市を壊滅させ、放射線による後遺症を長くもたらす非人道的な兵器です。日本は、この被害を直接受けた唯一の国という歴史的背景があるからこそ、国際会議などを通じて核兵器のない世界の実現を訴える道義的な責任と説得力を持っています。
問7	<b>答え 1</b> 平和主義	日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の三つを基本原理（憲法の三本柱）としています。平和主義は、憲法前文で「政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」と述べられているほか、第9条において具体的に規定されています。
問8	<b>答え 1</b> 各議院の総議員の3分の2以上の賛成による発議と、国民投票での過半数の賛成による承認	日本国憲法は、法律よりも改正の手続きを厳しく定めた「硬性憲法」です。国会が憲法改正の発議を行うには、衆議院・参議院のそれぞれにおいて、出席議員ではなく「総議員」の3分の2以上の賛成が必要です。国会が発議した後は国民投票が行われ、有効投票の過半数の賛成を得ることで改正が承認されます。最終的に、天皇が国民の名で「憲法を改正した旨」を公布することになります。